

○北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

平成25年3月22日規則第20号

改正

- 平成26年3月25日規則第9号
- 平成26年10月14日規則第77号
- 平成27年5月15日規則第54号
- 平成28年3月25日規則第25号
- 平成28年3月31日規則第40号
- 平成28年7月19日規則第85号
- 平成29年3月31日規則第31号
- 令和元年7月23日規則第15号
- 令和元年11月8日規則第43号
- 令和2年6月30日規則第74号
- 令和3年3月31日規則第32号
- 令和3年7月14日規則第48号
- 令和3年10月22日規則第64号
- 令和4年3月29日規則第14号
- 令和5年3月17日規則第12号
- 令和5年7月25日規則第59号

北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 乳児院（第5条—第7条）
- 第3章 母子生活支援施設（第8条—第10条）
- 第4章 保育所（第11条—第13条）
- 第5章 児童厚生施設（第14条）
- 第6章 児童養護施設（第15条—第18条）
- 第7章 福祉型障害児入所施設（第19条）
- 第8章 福祉型児童発達支援センター（第20条・第20条の2）
- 第9章 児童心理治療施設（第21条—第23条）
- 第10章 児童自立支援施設（第24条—第27条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年北海道条例第108号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において使用する用語は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「基準府令」という。）及び条例において使用する用語の例による。

（感染症及び食中毒の予防等のための措置）

第2条の2 条例第13条第3項の規則で定める措置は、次のとおりとする。

- （1）障害児入所施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うものを含む。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に十分に周知を図ること。
- （2）障害児入所施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- （3）障害児入所施設等において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

（健康診断を行わないことができる場合）

第3条 児童福祉施設（児童厚生施設及び児童家庭支援センターを除く。以下この条において同じ。）の長は、条例第15条第1項本文の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、当該児童福祉施設の長は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における児童の入所前の健康診断	入所した児童に対する入所時の健康診断
-----------------------	--------------------

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第4条 条例第16条の規定による給付金として支払を受けた金銭の管理は、次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 児童に係る当該金銭及びこれに準ずるもの(これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「児童に係る金銭」という。)をその他の財産と区分すること。
- (2) 児童に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。
- (3) 児童に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を整備すること。
- (4) 児童が退所した場合には、速やかに、児童に係る金銭を当該児童に取得させること。

第2章 乳児院

(設備の基準)

第5条 条例第26条第1項第2号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 寝室の面積が乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)1人につき2.47平方メートル以上であること。
- (2) 観察室の面積が乳児1人につき1.65平方メートル以上であること。

第6条 条例第27条第1項第2号の規則で定める基準は、乳幼児の養育のための専用の部屋の面積が、1室につき9.91平方メートル以上であり、かつ、乳幼児1人につき2.47平方メートル以上であることとする。

(乳児院の長の資格)

第7条 条例第30条第1項第4号の規則で定める要件は、次に掲げる期間の合計が3年以上であること又は基準府令第22条の2第1項第4号のこども家庭庁長官が指定する講習会の課程を修了したこととする。

- (1) 法第12条の3第2項第6号に規定する児童福祉司(以下「児童福祉司」という。)となる資格を有する者にあつては、相談援助業務(国、都道府県又は市町村の内部組織における相談援助業務を含む。)に従事した期間
- (2) 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、相談援助業務に従事した期間
- (3) 社会福祉施設の職員として勤務した期間(前2号に掲げる期間に該当する期間を除く。)

第3章 母子生活支援施設

(設備の基準)

第8条 条例第36条第1項第3号の規則で定める基準は、母子室の面積が30平方メートル以上であることとする。

2 次章の規定は、条例第36条第1項第4号の規定により母子生活支援施設に保育所に準ずる設備を設ける場合について準用する。

(母子生活支援施設の長の資格)

第9条 条例第38条第1項第4号の規則で定める要件は、次に掲げる期間の合計が3年以上であること又は基準府令第27条の2第1項第4号のこども家庭庁長官が指定する講習会の課程を修了したこととする。

- (1) 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、相談援助業務(国、都道府県又は市町村の内部組織における相談援助業務を含む。)に従事した期間
- (2) 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、相談援助業務に従事した期間
- (3) 社会福祉施設の職員として勤務した期間(前2号に掲げる期間に該当する期間を除く。)

(母子支援員の資格)

第10条 条例第39条第5号の規則で定める者は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は基準府令第28条第5号の文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者とする。

第4章 保育所

(設備の基準)

第11条 条例第45条第1項第9号の規則で定める要件は、乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室(以下この条において「保育室等」という。)を2階に設ける建物にあつては第1号、第2号及び第6号の要件に、保育室等を3階以上に設ける建物にあつては第1号の2から第8号までの要件に該当するものであることとする。

- (1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物(次号において「耐火建築物」という。)又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物(同号ロに該当するものを除く。)であること。
- (1)の2 耐火建築物であること。
- (2) 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から2階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。) 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に

		規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から3階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。) 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室(階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。)を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。) 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

(3) 前号に掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

(4) 保育所の調理室(次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下この号において同じ。)以外の部分と保育所の調理室の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

ア スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のもので設けられていること。

イ 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

(5) 保育所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

(6) 保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

(7) 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

(8) 保育所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。

(食事の外部搬入に関する設備の基準)

第12条 条例第46条前段の規則で定める要件は、次のとおりとする。

(1) 幼児に対する食事の提供の責任が保育所にあり、その管理者が衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。

(2) 保育所又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。

(3) 調理業務の受託者を、当該保育所における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする事。

(4) 幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。

(5) 食を通じた乳幼児の健全育成を図る観点から、乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

(職員配置に係る特例)

第13条 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園又は家庭の保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、条例第47条第2項ただし書の規定を適用しないことができる。この場合において、同項本文の規定により必要な保育士が1人となるときは、当該保育士に加えて、知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を置かなければならない。

2 前項に規定する事情に鑑み、当分の間、条例第47条第2項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者を、保育士とみなすことができる。

3 第1項に規定する事情に鑑み、当分の間、1日につき8時間を超えて開所する保育所において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が、当該保育所に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、条例第47条第2項に規定する保育士の数の算定については、知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。

- 4 前2項の規定を適用するときは、保育士(前2項又は附則第8項の規定により保育士とみなされる者を除く。)を、常時、保育士の数(前2項の規定の適用がないとした場合の条例第47条第2項の規定により算定されるものをいう。)の3分の2以上、置かなければならない。
- 5 第1項から第3項までの規定を適用したときは、当該保育所の設置者は、知事が別に定めるところにより、知事に届け出なければならない。届け出た事項を変更し、又はこれらの規定を適用しないこととしたときも、同様とする。
- 6 前各項の規定は、保育士の処遇の改善に特に資するものとして知事が別に定める要件に該当する保育所(法第46条第3項の規定による勧告若しくは命令又は同条第4項の規定による命令(以下この項において「勧告等」という。))を受けた日から3年を経過しない者が設置している当該勧告等の対象となった保育所を除く。)に限り適用する。

第5章 児童厚生施設

- 第14条 条例第54条第2項第4号の規則で定める者は、学校教育法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は基準府令第38条第2項第4号の文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者とする。
- 2 条例第54条第2項第6号の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、児童厚生施設の設置者(地方公共団体以外の者が設置する児童厚生施設にあつては、知事)が適当と認めたとする。
 - (1) 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者(当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)
 - (2) 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者
 - (3) 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
 - (4) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

第6章 児童養護施設

(児童の居室の面積に関する基準)

- 第15条 条例第57条第1項第2号の規則で定める基準は、児童の居室の面積が1人につき4.95平方メートル(乳幼児のみの居室にあつては、3.3平方メートル)以上であることとする。

(職業指導員の配置)

- 第16条 児童養護施設において実習設備を設けて職業指導を行う場合には、職業指導員を置かなければならない。

(児童養護施設の長の資格)

- 第17条 条例第59条第1項第4号の規則で定める要件は、次に掲げる期間の合計が3年以上であること又は基準府令第42条の2第1項第4号のこども家庭庁長官が指定する講習会の課程を修了したこととする。
 - (1) 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、相談援助業務(国、都道府県又は市町村の内部組織における相談援助業務を含む。)に従事した期間
 - (2) 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、相談援助業務に従事した期間
 - (3) 社会福祉施設の職員として勤務した期間(前2号に掲げる期間に該当する期間を除く。)

(児童指導員の資格)

- 第18条 条例第60条第5号の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
 - (1) 学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。)において、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者
 - (2) 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
 - (3) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
 - (4) 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は基準府令第43条第8号の文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、2年以上児童福祉事業に従事したものの
 - (5) 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者であつて、知事が適当と認めたともの
 - (6) 3年以上児童福祉事業に従事した者であつて、知事が適当と認めたともの

第7章 福祉型障害児入所施設

- 第19条 条例第67条第1項第7号の規則で定める基準は、児童の居室の面積が1人につき4.95平方メートル(乳幼児のみの居室にあつては、3.3平方メートル)以上であることとする。

第8章 福祉型児童発達支援センター

(設備の基準)

- 第20条 条例第81条第1項第2号の規則で定める基準は、指導訓練室の面積が児童1人につき2.47平方メートル以上であることとする。

- 2 条例第81条第1項第3号の規則で定める基準は、遊戯室の面積が児童1人につき1.65平方メートル以上であることとする。

(職員配置に係る特例)

- 第20条の2 条例第82条第1項ただし書及び第4項ただし書の規則で定める場合は、次のとおりとする。

- (1) 医療機関等との連携により、看護職員を福祉型児童発達支援センターに訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合
- (2) 福祉型児童発達支援センター(社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち^{かくたん}喀痰吸引等(同法第2条第2項に規定する喀痰吸引等をいう。)のみを必要とする障害児に対し、当

該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務(同法第48条の3第1項に規定する喀痰吸引等業務をいう。)を行う場合

- (3) 福祉型児童発達支援センター(社会福祉士及び介護福祉士法附則第27条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち特定行為(同法附則第10条第1項に規定する特定行為をいう。)のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務(同法附則第27条第1項に規定する特定行為業務をいう。)を行う場合

第9章 児童心理治療施設

(児童の居室の面積に関する基準)

第21条 条例第91条第1項第2号の規則で定める基準は、児童の居室の面積が1人につき4.95平方メートル以上であることとする。

(心理療法担当職員の資格)

第22条 条例第92条第3項の規則で定める者は、学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。)において、心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者とする。

(児童心理治療施設の長の資格)

第23条 条例第93条第1項第4号の規則で定める要件は、次に掲げる期間の合計が3年以上であること又は基準府令第74条第1項第4号のことも家庭庁長官が指定する講習会の課程を修了したこととする。

(1) 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、相談援助業務(国、都道府県又は市町村の内部組織における相談援助業務を含む。)に従事した期間

(2) 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、相談援助業務に従事した期間

(3) 社会福祉施設の職員として勤務した期間(前2号に掲げる期間に該当する期間を除く。)

第10章 児童自立支援施設

(設備の基準)

第24条 第15条(乳幼児のみの居室に係る部分を除く。)の規定は、児童自立支援施設の設備について準用する。

(心理療法担当職員の資格)

第25条 条例第100条第4項の規則で定める者は、学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。)において、心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者とする。

(児童自立支援施設の長の資格)

第26条 条例第101条第1項第4号の規則で定める要件は、次に掲げる期間の合計が5年(人材育成センターが行う講習課程を修了した者にあつては、3年)以上であることとする。

(1) 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、相談援助業務(国、都道府県、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市又は法第59条の4第1項の児童相談所設置市の内部組織における相談援助業務を含む。)に従事した期間

(2) 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、相談援助業務に従事した期間

(3) 社会福祉施設の職員として勤務した期間(前2号に掲げる期間に該当する期間を除く。)

(児童自立支援専門員の資格)

第27条 条例第102条第1項第4号の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。以下この号において同じ。)において社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者又は同法の規定による大学において社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者であつて、1年以上児童自立支援事業に従事したものの又は前条各号に掲げる期間の合計が2年以上であるもの

(2) 学校教育法の規定による大学院において社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、1年以上児童自立支援事業に従事したものの又は前条各号に掲げる期間の合計が2年以上であるもの

(3) 外国の大学において社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、1年以上児童自立支援事業に従事したものの又は前条各号に掲げる期間の合計が2年以上であるもの

(4) 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は基準府令第82条第7号の文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、3年以上児童自立支援事業に従事したものの又は前条各号に掲げる期間の合計が5年以上であるもの

(5) 教育職員免許法に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者であつて、1年以上児童自立支援事業に従事したものの又は2年以上教員としてその職務に従事したものの

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(乳児院等の設備に関する経過措置)

2 平成23年6月17日前から引き続き存する乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設又は児童自立支援施設の建物(同日において建築中のものを含み、同日以後に全面的に改築されたものを除く。)に係る条例第26条第1項第1号、第27条第1項第1号、第36条第1項第1号及び第2号並びに第57条第1項第1号及び第2号(条例第99条第2項において準用する場合を含む。)並びにこの規則第5条第1号、第6条、第8条第1項及び第15条(第24条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、条例第26条第1項第1号中「ほふく室、相談室」とあるのは「ほふく室」と、条例第27条第1項第1号中「部屋及び相談室」とあるのは「部屋」と、条例第36条第1項第1号中「及び相談室を設けること」とあるのは「調理場、浴室及び便所を設けること。ただし、付近に公衆浴場等があるときは、浴室を設けないことができる」と、同項第2号中「母子室は、これに調理設備、浴室及び便所を設けるものとし」とあるのは「母子室は」と、条例第57条第1項第1号中「居室、相談室」とあるのは「居室」と、同項第2号中「4人(乳幼児のみの居室にあつては、6人)」とあるのは「15人」と、この規則第5条第1号中「乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)1人につき2.47平方メートル」とあるのは「乳児1人につき1.65平方メートル」と、この規則第6条中「乳幼児1人につき2.47平方メートル」とあるのは「乳児1人につき1.65平方メートル」と、この規則第8条第1項中「30平方メートル」とあるのは「おおむね1人につき3.3平方メートル」と、この規則第15条中「4.95平方メートル(乳幼児のみの居室にあつては、3.3平方メートル)」とあるのは「3.3平方メートル」とする。

(乳児院等の職員に関する経過措置)

- 3 条例の施行の際現に児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令(平成10年厚生省令第15号。附則第11項において「平成10年改正省令」という。)附則第3条の規定の適用を受けている者については、条例第28条第5項又は第29条第2項の看護師に代えることができる。
- 4 平成23年6月17日において乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設(以下この項において「乳児院等」という。)に置かれていた家庭支援専門相談員に相当する者は、条例第28条第2項、第58条第2項、第92条第4項及び第100条第2項の規定にかかわらず、当該乳児院等における家庭支援専門相談員となることができる。
- 5 平成23年9月1日前から引き続き乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設又は情緒障害児短期治療施設の長である者については、条例第30条第1項、第38条第1項、第59条第1項及び第93条第1項並びにこの規則第7条、第9条、第17条及び第23条の規定にかかわらず、当該施設の長であるものとみなす。

(母子生活支援施設等とみなされる施設の設備に関する経過措置)

- 6 児童福祉法等の一部を改正する法律(平成9年法律第74号)附則第5条第1項の規定により母子生活支援施設、児童養護施設又は児童自立支援施設とみなされる施設に係る条例第57条第1項第2号(条例第99条第2項において準用する場合を含む。)並びにこの規則第8条第1項及び第15条(第24条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、当分の間、条例第57条第1項第2号中「4人(乳幼児のみの居室にあっては、6人)」とあるのは「15人」と、この規則第8条第1項中「30平方メートル」とあるのは「おおむね1人につき2.47平方メートル」と、この規則第15条中「4.95平方メートル(乳幼児のみの居室にあっては、3.3平方メートル)」とあるのは「2.47平方メートル」とする。

(保育所の設備に関する経過措置)

- 7 条例の施行の際現に存する保育所(条例の施行の後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。)については、当分の間、条例第45条第1項第4号の規定は、適用しない。

(保育所の職員に関する経過措置)

- 8 条例第47条第2項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師、看護師又は准看護師(以下この項において「看護師等」という。)を、1人に限って、保育士とみなすことができる。ただし、乳児の数が4人未満である保育所については、子育てに関する知識及び経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

(知的障害児施設等の設備に関する経過措置)

- 9 平成23年6月17日前から引き続き存する障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成22年法律第71号。以下「整備法」という。)第5条の規定による改正前の法(以下「旧児童福祉法」という。)第42条に規定する知的障害児施設又は旧児童福祉法第43条の2に規定する盲ろうあ児施設(通所のみにより利用されるものを除く。)であって、整備法附則第34条第1項の規定により整備法第5条の規定による改正後の法(以下「新児童福祉法」という。)第35条第3項又は第4項に基づき新児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設として設置しているものとみなされたもの(同日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。)に係る条例第67条第1項第7号及びこの規則第19条の規定の適用については、当分の間、条例第67条第1項第7号中「4人(乳幼児のみの居室にあっては、6人)」とあるのは「15人」と、この規則第19条中「4.95平方メートル(乳幼児のみの居室にあっては、3.3平方メートル)」とあるのは「3.3平方メートル」とする。

- 10 平成24年4月1日前から引き続き存する旧児童福祉法第43条の3に規定する肢体不自由児施設(通所のみにより利用されるものを除く。)であって、整備法附則第34条第1項の規定により新児童福祉法第35条第3項又は第4項に基づき新児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設として設置しているものとみなされたもの(同日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。)については、当分の間、条例第67条第7号から第9号まで及びこの規則第19条の規定は、適用しない。

(児童自立支援施設の長等の資格に関する経過措置)

- 11 平成10年4月1日前に平成10年改正省令第1条の規定による改正前の基準府令第81条から第83条までに規定する児童の教護事業に従事した期間は、条例第101条第1項第3号及び第103条第1項第3号並びにこの規則第27条各号に規定する児童自立支援事業に従事した期間とみなす。
- 12 平成19年4月1日前から引き続き児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令(平成19年厚生労働省令第29号)による改正前の基準府令第81条から第83条までに規定する児童自立支援施設の長、児童自立支援専門員又は児童生活支援員である者については、条例第101条から第103条までの規定にかかわらず、これらの規定に規定する児童自立支援施設の長、児童自立支援専門員又は児童生活支援員とみなす。

附 則(平成26年3月25日規則第9号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年10月14日規則第77号)

- 1 この規則は、北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年北海道条例第101号)の施行の日から施行する。
- 2 この規則の施行の日から起算して5年間は、北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年北海道条例第108号)第47条第2項及びこの規則による改正後の北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則附則第8項の規定にかかわらず、同日の前日において現に存する認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園をいう。)である保育所(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所をいう。)に配置しなければならない保育士(同法第18条の4に規定する保育士をいう。)の数については、なお従前の例によることができる。

附 則(平成27年5月15日規則第54号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年3月25日規則第25号)

この規則は、平成28年6月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日規則第40号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年7月19日規則第85号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年3月31日規則第31号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和元年7月23日規則第15号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第7条第1号の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和元年11月8日規則第43号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年6月30日規則第74号)

1 この規則は、令和2年7月1日から施行する。

2 この規則による改正前の北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則第13条第5項の規定による届出が行われた保育所であって、この規則の施行の際現にこの規則による改正後の北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則第13条第6項の知事が別に定める要件に該当していないものに係る職員の配置の基準については、この規則の施行の日から令和3年6月30日までの間に限り、なお従前の例によることができる。

附 則(令和3年3月31日規則第32号抄)

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和3年7月14日規則第48号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年10月22日規則第64号)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現に乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設の長である者については、この規則による改正後の北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則第7条、第9条、第17条、第23条及び第26条の規定にかかわらず、当該施設の長であるものとみなす。

附 則(令和4年3月29日規則第14号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月17日規則第12号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和5年7月25日規則第59号)

この規則は、公布の日から施行する。
